

こうりつこうとうがっこう じゅぎょうりょう  
**公立高等学校の授業料について**



**申請が  
必要です！**

### 1. 授業料の負担が必要！？

**和歌山県の公立高校では、授業料が必要です。**

(全日制高校の場合、1人につき年額118,800円)

しゅうがくしえんきん

ただし「**高等学校等就学支援金制度**」を利用することで  
**授業料の負担がなくなります。**

### 2. 高等学校等就学支援金制度とは

全国の約80%の生徒が利用している、国の授業料支援のしくみです。  
保護者等の所得を以下の算定式に当てはめて計算した額（保護者等の合計）が304,200円未満の方が対象となります。

※文部科学省の設定したモデル世帯（両親のうちどちらか一方が働き、高校生一人、中学生一人の子供がいる世帯）で年収約910万円未満の世帯が目安です。

**【算定式】**

**市町村民税の課税標準額 × 6% - 市町村民税の調整控除額 < 30万4,200円**

**返済は不要ですが、申請が必要です。**

### 3. 申請手続き

**入学する高校から申請の案内があります!!**

- 4月上旬にログインIDとパスワードが通知される
- **オンライン申請** で保護者等の氏名や生年月日、課税地、マイナンバーを入力
- 都道府県（県教育委員会）がマイナンバーで税額等を確認し受給資格を認定
- 6月に審査結果が通知される

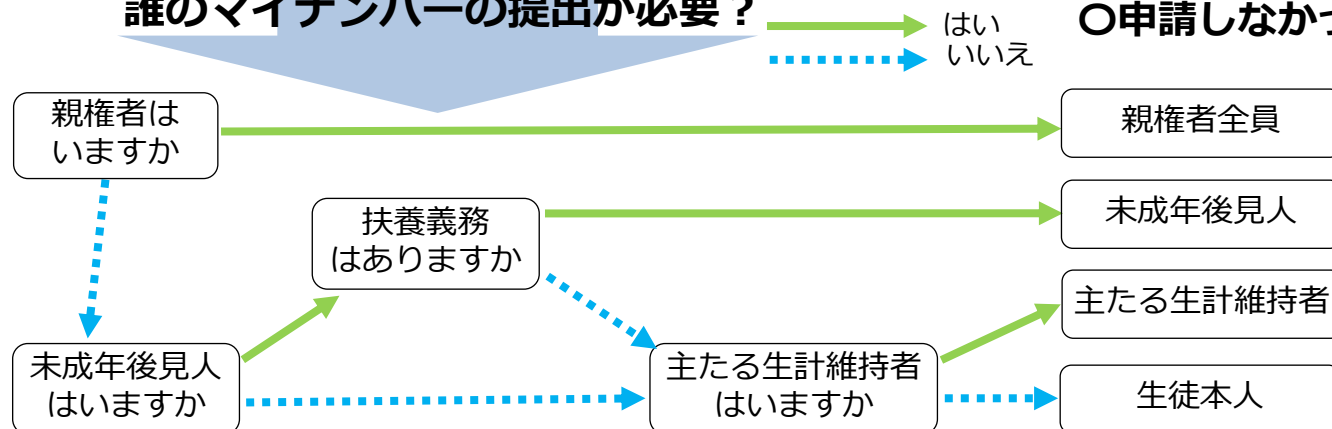
※マイナンバーは、法令に定められた必要な範囲内のみで、就学支援金の支給に関する事務に限り活用します。

※就学支援金の申請にマイナンバーを利用しない場合は、課税証明書等の提出等が必要です。  
※上記申請方法は一例です。高校によって異なる部分がありますので、詳細は入学する高校からの案内をご確認ください。

**就学支援金を・・・**

- 認定された方…認定を受けた期間の授業料は不要です。
- 不認定となった方…授業料の納付が必要です。
- 申請しなかった方…授業料の納付が必要です。

### 誰のマイナンバーの提出が必要？



※下記の例の場合など、マイナンバーの提出が困難と認められる場合は、左図と異なる場合があります。

提出が困難な場合や、締切に間に合わない可能性のある場合は、まず高校等にご相談ください。

《マイナンバーの提出が困難と考えられる場合の例》

- ・ドメスティック・バイオレンスなどの理由で接触が困難な場合
- ・海外在住で、住民税が課されていない場合 等

**裏面もご覧ください**

## 4. 就学支援金のしくみ

利用のためには、申請が必要です。高校から案内がありますので、必ず申請をしてください。

申請された内容を基に、都道府県が受給資格の認定を行います。

毎年7月頃、ご家庭の所得情報が更新されますので、その度に改めて受給資格の確認を行います。

**◆保護者の課税所得等を基に審査するため、税の申告をしていない場合は、まずは税の申告が必要になります。**

就学支援金の受給資格の審査・決定は、原則、高校3年間（全日制の場合）で4回行います。

【受給資格の確認時期】

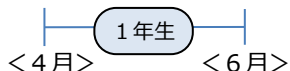
入学時

+

各年の7月

○例えば、令和6年4月入学の場合

・1年生の4月分～6月分は、**令和5年度（令和4年分）**の課税所得を基に審査・決定



・1年生の7月分～2年生の6月分は、**令和6年度（令和5年分）**の課税所得を基に審査・決定



就学支援金は、生徒の代わりに県や市が国から受け取って高校の授業料に充てます。

**生徒や保護者が現金を受け取るものではありません。**

生徒



①オンライン申請

学校



②学校で申請内容を確認

③県で認定・不認定を決定

和歌山県

国

④県が就学支援金を国から受け取り、授業料に充てる

※和歌山県立高校の場合のイメージ図

## 5. 授業料の納付が必要な場合

所得超過等の理由で就学支援金を受けられない場合や、就学支援金を申請しなかった場合は、授業料の納付が必要です。

高校からお送りする納付書で授業料を納付してください。

○和歌山県の公立高校の授業料 年額118,800円（全日制）

○授業料納付スケジュール（県立の全日制高校の例）

3か月分（29,700円）ずつ、年4回に分けて納付

- ・4月～6月分…7月下旬納期限
- ・7月～9月分…10月下旬納期限
- ・10月～12月分…12月下旬納期限
- ・1月～3月分…1月下旬納期限



※ 定時制・通信制の授業料や納期限は、上記と異なります。

## 6. 家計急変支援制度

保護者等がケガや病気による療養のため勤務できないこと、その他自己の責めに帰することができない理由による離職など、これまでに得ていた収入を得ることができない場合に授業料を支援する制度です。

※ 詳しくは以下のホームページをご覧ください。お問い合わせください。

文部科学省家計急変支援制度サイト

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/mushouka/01754.html](https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/mushouka/01754.html)



## 7. お問い合わせ

◆公立高等学校等就学支援金制度・授業料に関するお問合せ

和歌山県教育庁教育総務局総務課 電話番号：073-441-3646

◆私立高等学校等についても、就学支援金制度があります。

制度が少し異なりますので、詳細についてはお問い合わせください。

和歌山県企画部企画政策局文化学術課 電話番号：073-441-2098

高等学校等就学支援金制度については、文部科学省のホームページでもご確認いただけます。

文部科学省ホームページ

文部科学省 就学支援金

検索

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/mushouka/index.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/mushouka/index.htm)

